

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

- 1 国は、子供に対する一定の性的犯罪を常習的に犯して有罪判決が確定した者で、かつ、再犯の恐れが高いと医学的に判断された者について、再犯の危険性等の個別の事情に応じて定められた期間（最長20年間とされている）、その体内にGPSを埋め込み、行動を監視することができるという趣旨の法律を制定したとする。

なお、GPSの埋め込み（監視機関経過後の取り外しも同様である。）は医学的には何らの危険性はない。

- 2 Aは、子供に対する一定の性的犯罪を常習的に犯して、昨年有罪判決が確定した者である。

この法律の制定を聞いて、自身もGPSを埋め込まれてしまうのではないかとの恐怖を感じるようになった。

そこでAは各国の状況を独自に調べてみたところ、B国では同様の趣旨・目的の法律はあるものの、その方法として、GPSの対内への埋め込みではなく、GPS機能がついたブレスレットを装着することを義務付けていることが判明した。

Aは性犯罪だけが再犯率が高いわけでもないのに性犯罪だけが対象とされていることに疑問を感じると共に、B国のようなブレスレット装着という方法ではなく、GPSを体内に埋め込むという方法を採用することも憲法に違反するのではないかと考えている。

- 3 この法律に含まれる憲法上の問題点について、Aの憲法上の主張と、これに対して想定される反論との対立点を明確にしつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例における甲及び乙の罪責を論じなさい（刑法130条の罪及び特別法違反は除く。）。

〔設例〕

甲（満30歳，男性）は知人のV（満30歳，男性）から以前より，何の落度もないにもかかわらず一方的な恨みを買っていた。

2025年6月23日の18時頃にVから甲に電話があり，「おい，今夜の23時にお前の家の近くにあるA公園に來い。痛めつけてやる。」と甲は脅された。甲はとっさに「おう，上等じゃないか。行ってやる。」とこれに応じて電話を切ったものの，その後，日頃から凶暴な性格のVなら凶器でも持参して襲ってくる可能性が高いと予測したので，この際警察に通報して助けてもらった方がいいのではないかと思案したが，自分は何も悪いことをしていないのに，ここで引き下がるような弱気なことでどうするという感情も湧いてきたため，甲は同日22時頃，いざという時の「助太刀」として，レスリングの選手として活躍した経験もある幼なじみの乙（満30歳，男性）に電話をかけ，乙に対し，上記の事情を説明した上で，急な願いで申し訳ないが，もしVが甲を襲ってくるようなことがあった場合には助けてほしいと要請した。乙はこの話に憤慨し，「わかった。このあと午後11時，A公園だな。こっそり行ってみるから，安心しろ。」と答えた。

同日23時前，甲は念のため護身用に出刃包丁を腹巻の中に入れて自宅マンションを出発し，近くのA公園に着いたところ，すでに金属製のハンマーを携えて待ち構えていたVが甲に対し，「お前を消してやる！」と叫びながら，甲にゆっくりと接近してきた。それを物陰からしっかり見ていた乙は，甲が危ないと察知したので，飛び出してVに抱きついたが，Vにハンマーで叩かれたため腕を骨折し，痛さのあまりその場に倒れざるをえなかった。

Vはさらにハンマーを掲げながらゆっくりと甲に接近してきたので，甲はこれでは自分は殺されるとの恐怖に苛まれ，甲からVに近づくや，腹巻から取り出した上記出刃包丁をいきなりVの胸部に思い切り刺し，Vは出血性ショックのため，その場でほどなく死亡した。

以上

2026年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）A日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

第1問

Aは2年ほど使用した自動車甲を所有しており、200万円程度の価値があると考えていた。

Aの息子Bは、令和7年2月3日、Aに無断で、自分は甲の所有者であると称して友人Cと交渉し、甲をCに300万円で売ること、まず甲をCに引渡し、その後にCは代金を支払うこと、甲に不具合があれば、民法が定める範囲内で、売主において無償修理することを内容とする売買契約をBC間で締結した（以下「本件売買」という。）。

BがAに本件売買のことをなかなか切り出せず、甲をCに引き渡せずにしたところ、業を煮やしたCがBに甲の引渡しを督促したため、同年3月5日、BはAに対し、甲をCに売ったことを告白した。Aは最初怒ったが、売値が300万円であったことを聞くと、「まあその値段で売れたのならいいか」と言って、Bに甲のキーと車検証を渡した。

同月7日、BはCに甲を引き渡し、Cが試乗したところ、エンジンに不具合があったので、Cとしては、代金支払の上、無償修理を受けようと考えたが、その際車検証を確認すると、所有者欄にAと記載されていることから、エンジンの不具合はAの責任ではないかと考えた。

この場合、①Cは甲の所有権を取得するか、取得するのであればその時期はいつか、②Cに甲の代金を請求できるのは誰か、③Cは誰に甲の無償修理を請求できるかを説明しなさい。

第2問

Xは、所有するA土地を利用していなかったところ、Yは、令和6年4月15日、Xに対し、畑として使用するのでA土地を貸すよう申し入れ、Xは、期間30年、賃料月額2万円とする土地賃貸借契約（以下「本件賃貸借」という。）を締結して、A土地をYに引き渡した。その後、Yは、本件賃貸借が建物所有目的であったかのように書類を書き替え、建築確認等を得てA土地上にB建物を建築し、同年9月7日、B建物について所有権保存登記をした。

令和7年初めころ、Yが土地賃料の支払を怠るようになり、Xが、同年2月13日にA土地を見に行くと、B建物が存在することから、そこにいたYを問い詰めると、Yは、書類を変造してB建物を建築したこと、登記も経て

いることを告白した。そこで、Xは、B建物にいるY宛に、同年2月18日付けで、目的外使用及び賃料滞納を理由に本件賃貸借を解除するので、直ちにB建物を収去し、A土地を更地にしてXに明け渡すよう求める文書を送付した。

その後Yより何の音沙汰もないことから、同年3月10日にXがB建物を訪ねると、見知らぬZがB建物に居住しており、XがZに尋ねると、Zは、同年2月26日にYよりB建物を買受け、Yに売買代金を支払ったこと、B建物はZの所有となったが、登記の移転はできておらず、登記はなおY名義のままであることを述べた。XがZに対し、本件賃貸借は解除したので、B建物は収去して貰う必要があると説明したところ、Zは、そういうことであれば、B建物はさらに別人に転売せざるを得ないと述べた。

Xは、現在B建物に居住しているZを相手にしても、またB建物が譲渡される可能性があると考え、Yの居所を探し、同所を管轄する裁判所に、Yを被告として、A土地の所有権に基づき、B建物を収去してA土地を明け渡すよう求める訴訟を提起した。これに対しYは、YはB建物をZに譲渡したため、もはやYは所有権者ではない以上、Yに対する請求は理由がない旨を主張し、YZ間の建物売買契約書とZに交付した代金領収書の控えを提出して、請求の棄却を求めた。

XのYに対する請求が認められるかを説明しなさい。

以上

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の各小問に答えなさい。なお、各小問は独立した問題である。

- 1 XはYに対して建物賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟を提起した。
この訴訟においてXY間で建物賃借権の存否が争われている。この訴訟の審理過程において裁判所はXからYに対して敷金の返還がなされたとの心証を形成した。なお、当事者たるXY間では敷金返還の事実について主張はなされていない。裁判所は上記敷金返還の事実をもとにして賃貸借契約の終了を認定し、X勝訴判決を下すことができるか。
- 2 Xは自動車（以下「X車」という。）を運転中、交差点を直進しようとしたところ、右折してきたYの運転する自動車に衝突され（以下「本件事故」という。）、X車は大破した。そこでXは、Yに対して、X車の損害について不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟において、Xは、Yが前方不注視により本件事故が発生したと主張した。一方、Yは前方不注視の事実を争った。裁判所は、Yのスピード違反により本件事故は発生したとの心証を形成した。なお、当事者たるXY間ではYのスピード違反の事実について主張はなされていない。裁判所は上記スピード違反の事実を認定し、X勝訴判決を下すことができるか。

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の文章を読み、後記設問に答えなさい。配点：〔設問1〕30点、〔設問2〕70点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、日本料理を提供するレストランを経営するとともに、イタリア料理を提供するレストランを経営する乙株式会社（以下「乙社」という。）の全株式を保有している。

甲社は創業者Aの全額出資により設立されたが、その後Aは自己が保有する甲社株式をその子BおよびCに譲渡しており、現在の株主とその持株数は、Aが400株、Bが300株、Cが300株である。甲社は種類株式を発行していない。

2. 乙社の唯一の取締役はBである。Bは自己が所有する土地（以下「本件土地」という。）に乙社が経営するレストランの新規店舗を建設したいと考え、その価額を1億5000万円として乙社に買い取らせることとし、Aに相談した。Aは、本件土地の価額が近隣不動産の相場価額より高いことを認識していたが、子どもたちの商売にはできるだけ干渉せず、自由にやらせたいと考えていたため、その際、「好きにやったらいいじゃないか、お前の店なんだから。取引の金額もお前がそれでいいんだったらいいよ。」と述べた。本件土地の価額は、近隣不動産の相場価額を考慮すると8000万円程度であった。

3. Bは乙社を代表して自己が所有する土地を1億5000万円で買い取った。なお、当該日における甲社の総資産額は1億2000万円であり、甲社が保有する乙社株式の帳簿価額は3000万円であった。

〔設問1〕 乙社がBから本件土地を買い取るにあたって、会社法上必要となる手続を説明しなさい。

〔設問2〕 乙社が経営するイタリアン・レストランの新店舗がBの所有する土地に建設されるのをみたCは、本件土地取引に関する調査を行い、Bが乙社を私物化しているとの心証を得た。そして、Bの乙社に対する会社法上の損害賠償責任を追及したいと思っている。Bは乙社に対して会社法上の損害賠償責任を負うか、また、負うと考える場合には、Cはいかなる方法により当該損害賠償責任を追及することができるかを検討しなさい。